

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和7年12月10日

飯 館 村

1. 基本方針

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入促進による農山漁村の活性化に関する方針)

本村は福島県の北東に位置し、東西 15.2km、南北 18.1km、総面積は230.13km²であり、総面積の約75%を山林が占めている。浜通り地域に属し、阿武隈山系北部の高原に開けた豊かな自然に恵まれ、相馬地方一高い花塚山などを除き、山地の傾斜はなだらかで、河川流域に耕地が開かれ 20 の集落が点在している。高原地帯独特の冷涼な気候にあり、年平均気温は約10°C、年間降水量 1,300mm前後である。

本村には、農業と林業を兼業している農家が多く、これまで里山の手入れが丁寧に実施されてきた。しかし、その豊かな森林資源は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質飛散の影響を受け、森林整備の一部に遅れが生じており、森林の経済的価値も大きく損なわれた状況が続いている。さらに必要な森林整備が実施されていないことで、森林の水源かん養としての機能や、災害防止機能の低下が懸念されており、里山と生活を共にしてきた住民からの森林整備の要望は大きい。したがって農地と里山が一体となって環境回復することは、住民の願いであり、これにより故郷への帰還意識、意欲が高まることが期待される。

本村では、村や周辺自治体の重要な産業である林業の振興と森林再生による里山の環境改善が帰還意欲の向上や移住の促進につながるとの考え方の下、その同時達成に資するバイオマス発電事業を推進すべく「飯館から始まる森林再生と未来志向型農業体系」を掲げ、木質バイオマス発電を新たに整備することで、森林資源を最大限に活用し、村内をはじめ、県内の林業再生のモデルとして総合的な取組を進めている。これにより県内広域で林業・製材業において利用が滞っている間伐材やバーク（樹皮）等の燃料利用に取り組み、福島全体の復興への寄与も目指している。

また、本村は令和4（2022）年に2050年のCO₂排出量実質ゼロを目指す宣言（ゼロカーボンビレッジいいたて）を行い、再生可能エネルギーの活用や、森林再生の取組などを通して、温室効果ガスの排出削減を推進している。また福島県においても「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において持続可能なエネルギー社会の構築を目指す観点から復興に向けた主要施策の一つに再生可能エネルギーの飛躍的導入推進を掲げている。本村では冬季の気温が北海道に匹敵するなどその気候を踏まえた産業振興を進めるため、木質バイオマス発電からの排熱を農業施設に活用するなど、再生可能エネルギー開発と本村の主要産業の連携を産学官連携で開発された新技術なども取り入れることも視野に入れ、村・地元企業・地元住民が一体となって実現可能な取組を模索していく。

2. 再生可能エネルギー設備の整備を促進する区域の所在

区域の所在	面積	備考
福島県相馬郡飯館村蕨平字蕨平199番	53,231m ²	木質バイオマス発電所
福島県相馬郡飯館村関沢字トゲノ先 160番	(発電所事業用地52,588m ² + 変電所用地643m ²)	(旧環境省仮設減容化施設跡地)

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	7,500kW	燃料となる木質バイオマスは、原子力発電所事故以降利用が停滞していた間伐材やバーク（樹皮）を優先的に利用する。

4. 再生可能エネルギー設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5. 再生可能エネルギー設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

番号	再生可能エネルギー設備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
①	木質バイオマス発電事業者が、地域内に賦存する間伐材やバーク（樹皮）等を、長期的かつ安定的に買い取ることにより、間伐等の森林整備が進められ、林業の活性化とともに森林再生による里山の環境改善に寄与する。	
②	木質バイオマス発電事業者は発電による電気の他、排熱等エネルギーの効率的な利用のあり方の模索、環境教育など、多面的な価値の創造に努める。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進に際し配慮すべき重要事項

（1）自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼすことがないよう必要に応じて影響の調査・検査等を行うことにより、自然環境の保全に十分に配慮する。

（2）景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられており、これらの景観が損なわれることのないよう、いいたて美しい村づくり推進条例に基づく適切な配慮を行う。

（3）地域の生活環境等への配慮

地域の生活環境等に大きな影響を及ぼすことのないよう良好なコミュニケーションの関係を築き、地元行政区との意見交換など相互理解を深めるよう配慮する。また、地域の災害時には、企業として可能な限り周辺地域の生活環境回復に協力する。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間 5,300 万 kWh の発電及び 95,000 トン程度の地元間伐材やバーク（樹皮）の安定的な供給およびその利用を図ることで、地域の森林施業の再開・発展に寄与し、農林漁業の健全な発展に資する取組を推進する。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、設備整備事業者は、毎年度認定設備整備計画の実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を本村に報告することとする。また、飯舘村農山漁村再生可能エネルギー法促進協議会において、認定設備整備計画の進捗を確認し、目標が達成されない場合、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギーを促進する区域において整備する再生可能エネルギー設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー事業を中止又は終了した場合は、設備整備事業者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うこととする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本村及び再生可能エネルギー事業者等の関係者は、本村の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。